

# 附属機関等の会議開催予定通知書

|                    |                                                                                                |             |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 会議の名称              | 令和7年度第1回山口県犯罪被害者等支援施策評価委員会                                                                     |             |
| 議題                 | ○ 第1次「山口県犯罪被害者等支援推進計画」の進捗と総括<br>○ 第2次「山口県犯罪被害者等支援推進計画（骨子案）」について<br>○ 多機関ワンストップサービス体制の構築（案）について |             |
| 日時                 | 令和7年7月24日（木曜日） 10：30から12：00まで                                                                  |             |
| 場所                 | 山口県庁4階 共用第2会議室                                                                                 |             |
| 公開状況               | 公開 <u>部分公開</u> 非公開                                                                             |             |
| 部分公開の場合<br>その区分    | 公開部分                                                                                           | 環境生活部長挨拶    |
|                    | 非公開部分                                                                                          | 環境生活部長挨拶終了後 |
| 非公開部分について<br>の理由   | 山口県情報公開条例第23条第1号該当<br>（情報公開条例第7条第1号個人情報扱う会議のため）                                                |             |
| 傍聴人の定員             | 5人                                                                                             |             |
| 会議開催前の報道<br>発表等の有無 | <u>あり</u> （7月17日予定）・なし                                                                         |             |
| 傍聴の受付              | 当日、会場において10:00から先着順で受付を行う。<br><br>※傍聴に当たっては、傍聴要領を遵守してください。                                     |             |
| 担当課名等              | 県民生活課地域安心・安全推進班<br>電話番号（083）933－2619（直通）                                                       |             |

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

## 傍 聴 要 領

### 1 傍聴する場合の手続き

傍聴の受付は、先着順で行い、定員に達し次第、受付を終了します。

### 2 会議を傍聴するに当たり、守っていただく事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。（オンライン会議の場合、傍聴者の音声・ビデオはオフとします。）
- (2) 会議場において、飲食及び喫煙をしないこと。
- (3) 会議場において、写真撮影、録画、録音等をしないこと。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りではありません。
- (4) 会議の秩序を乱したり、議事を妨害したりしないこと。
- (5) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
- (6) その他、会議場では、委員長の指示に従うこと。

### 3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴される方が2に掲げる事項に違反したときは、注意し、なお従われないときは、退場していただく場合があります。
- (2) 会議開催中、会場の秩序の維持ができなくなった場合又は緊急に公開になじまない事項を審議する必要がある場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。